

指定廃棄物 暫定保管場所の選定

Q

指定廃棄物の暫定保管場所は、
どのように選ぶのですか？

A

国、県、市町で協議の上、
暫定保管場所を選定していきます。

安全な保管等に万全を期すため、自然災害のおそれ等に留意し、
国、県、市町でよく協議しながら、暫定保管場所の選定を進めて
いきます。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

農家保管の指定廃棄物の集約保管に向け、 暫定保管場所の選定の考え方について 関係市町長会議で議論しました。

令和2年6月26日に開催した関係市町長会議で、指定廃棄物の保管農家の方々の負担軽減を図るため、暫定的な集約保管の今後の進め方について議論しました。国が長期管理施設を県内1箇所に整備する方針は堅持しつつ、今後、会議で提案した「暫定保管場所の選定の考え方」に沿って、安全な保管等に万全を期すため、自然災害のおそれ、自然環境の保全等に留意し、国、県、市町で協議の上、選定を進めていきます。

暫定保管場所の選定において留意する4つのポイント

ポイント
1

自然災害のおそれ



地すべり、洪水、地震等のリスク
を考慮します。

ポイント
2

自然環境の保全



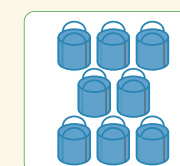
特に優れた自然環境の保全に
及ぼす影響を考慮します。

ポイント
3史跡・名勝・
天然記念物等の保護

遺跡等の保護に及ぼす影響を
考慮します。

ポイント
4

必要面積の確保等



保管量等を踏まえた必要面積、公
道からのアクセス等を確保します。

上記に留意し、地域の実情に応じて、暫定保管場所の選定を協議していきます。



環境省

特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444 フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

